

## ドイツ連邦共和国定期招聘事業概要

### ドイツ連邦共和国定期国際招聘事業概要

I. 本事業は他国の参加者と一緒になった一つのグループで、4週間にわたり、ドイツの複数の都市において各種視察や文化プログラム及びホームステイを行う研修プログラムである。

参加者は現地でドイツ語コースに参加しドイツの学校での授業に出席する。本事業は2019年8月上旬から9月上旬に実施される予定である。日程の詳細は後日連絡する。

II. 定期国際招聘事業は以下の給付を含むものである。

1. ドイツ連邦共和国への往復の航空運賃。
2. 各滞在地における宿泊費および食費。

III. 生徒は次の条件を満たしていなければならない。

1. 高校等の**第一、乃至第二学年に在籍**していること。  
第3学年に在籍し、2019年3月に卒業する生徒は参加できない。
2. **日本国籍**を有すること。  
又は日本の定住所に3年以上滞在していること。  
ドイツ国籍を有する生徒乃至ドイツ語を母国語とする生徒は参加できない。
3. **16才以上19才未満**であること。
4. **最低2年間ドイツ語の授業**を日本の高校乃至個人で受けていなければならない。また**ドイツ語の成績が殊に優秀**で全科目において優秀乃至極めて優秀であり優れた一般教養を身につけていること。
5. 公式な生徒交流事業によるドイツ連邦共和国滞在が過去にも**2019年**にもない。

6. ドイツ語圏で比較的長期に滞在し、就学していたものは応募できない。

7. 母校による評価と健康であることを証明する診断書を提出すること。

**IV** 応募方法はメールによる方式に変更となる。応募校は、ドイツ連邦共和国大使館の([sprach-14@toky.diplo.de](mailto:sprach-14@toky.diplo.de))宛てに直接メールで連絡願いたい。正式な応募書類はメールで学校宛に送られる。

応募書類は、**2019年2月15日(金) 12:00 必着**で大使館宛に送付願いたい。

各学校は、**3月中旬に予定される選考試験**の日程と場所の詳細を早期に連絡するため、メールアドレスを大使館に連絡願いたい。